



# 三重県公報

平成30年3月27日（火）

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-1（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	2
	三重県人事委員会規則7-2（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	2
	三重県人事委員会規則7-4（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	2
	三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	3
	三重県人事委員会規則7-16（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	3
	三重県人事委員会規則7-27（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	4
	三重県人事委員会規則7-69（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	6
	三重県人事委員会規則7-75（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	6

## 人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。  
 様式第一中「回条第8項」を「30年経理」に改める。  
 様式第一の備考に次のように加える。

- 3 「30年経理」とは、三重県職員退職手当支給条例第13号（平成30年三重県条例第13号）経理第2項の規定をいう。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十一（職員の給与の支給に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十一（職員の給与の支給に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 第十五条の二を次のように改める。

第十五条の二 条例第二十五条及び附則第二十一項の人事委員会規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 七時間四十五分
- 一 法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間
- 二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間
- 四 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 附則第六項第九号から第十二号までを削る。  
 附則第八項中「附則第五項第五号、第七号、第九号又は第十一号」を「附則第六項第五号又は第七号」に改める。

別表第十第四号の項中「第八号まで」を「第七号まで及び第十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則  
 三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「へき地医療総括監」を削り、「企画調整監」を「企画調整監  
へき地医療総括監」に、「農林水産政策推進監」を「農林水産政策・輸出促進監」に改め、「食の産業政策推進監」を削り、「職員研修センター所長  
斎宮歴史博物館長」を「斎宮歴史博物館長」に、「研究管理監」を「研究管理監  
林業人材育成推進監」に改め、同表  
監査委員事務局の項を次のように改める。

監査委員 事務局	事務局長	二種
	次長	五種
	課長	十種
	副参事	十一種

別表第一教育委員会事務局の項中「特別支援学校整備推進監」を削り、同表警察の項中

地域活動推進監	十種 (人事委員会が特に認める 場合にあつては、八種)
監察官	十種 (人事委員会が特に認める 場合にあつては、八種)

を

監察官	十種 (人事委員会が特に認める 場合にあつては、八種)
-----	-----------------------------------

に改める。

附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一監査委員事務局の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第一監査委員事務局の項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一六（職員の期末手当及び勤働手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則

第一条 三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百七十」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第二条 三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表中

職員の区分 期間の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員	
	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職を占める職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員
1 年 未 満	368,000 円	308,000 円
1 年 以 上 2 年 未 満	368,000	308,000
2 年 以 上 3 年 未 満	368,000	308,000
3 年 以 上 4 年 未 満	368,000	308,000
4 年 以 上 5 年 未 満	368,000	308,000
5 年 以 上 6 年 未 満	368,000	308,000
6 年 以 上 7 年 未 満	368,000	308,000
7 年 以 上 8 年 未 満	368,000	308,000
8 年 以 上 9 年 未 満	368,000	308,000
9 年 以 上 10 年 未 満	368,000	308,000
10 年 以 上 11 年 未 満	368,000	308,000
11 年 以 上 12 年 未 満	368,000	308,000
12 年 以 上 13 年 未 満	368,000	308,000
13 年 以 上 14 年 未 満	368,000	308,000
14 年 以 上 15 年 未 満	368,000	308,000
15 年 以 上 16 年 未 満	368,000	308,000
16 年 以 上 17 年 未 満	364,000	304,700
17 年 以 上 18 年 未 満	360,000	301,400
18 年 以 上 19 年 未 満	356,000	298,100
19 年 以 上 20 年 未 満	352,000	294,800
20 年 以 上 21 年 未 満	348,000	291,500

を

21年以上 22年未満	331,100	277,700
22年以上 23年未満	313,900	263,700
23年以上 24年未満	297,200	250,200
24年以上 25年未満	280,300	236,300
25年以上 26年未満	263,400	222,600
26年以上 27年未満	242,600	205,000
27年以上 28年未満	222,200	187,900
28年以上 29年未満	201,800	170,600
29年以上 30年未満	181,000	153,000
30年以上 31年未満	159,100	135,000
31年以上 32年未満	137,200	116,700
32年以上 33年未満	115,500	98,800
33年以上 34年未満	83,600	72,800
34年以上 35年未満	53,800	48,500

職員の区分 期間の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員	
	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職を占める職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員
1年未満	368,400円	308,300円
1年以上 2年未満	368,400	308,300
2年以上 3年未満	368,400	308,300
3年以上 4年未満	368,400	308,300
4年以上 5年未満	368,400	308,300
5年以上 6年未満	368,400	308,300
6年以上 7年未満	368,400	308,300
7年以上 8年未満	368,400	308,300
8年以上 9年未満	368,400	308,300
9年以上 10年未満	368,400	308,300
10年以上 11年未満	368,400	308,300
11年以上 12年未満	368,400	308,300
12年以上 13年未満	368,400	308,300
13年以上 14年未満	368,400	308,300
14年以上 15年未満	368,400	308,300
15年以上 16年未満	368,400	308,300
16年以上 17年未満	364,400	305,000
17年以上 18年未満	360,400	301,700
18年以上 19年未満	356,400	298,400
19年以上 20年未満	352,400	295,100
20年以上 21年未満	348,400	291,800
21年以上 22年未満	331,500	278,000
22年以上 23年未満	314,300	264,000
23年以上 24年未満	297,600	250,500
24年以上 25年未満	280,700	236,600
25年以上 26年未満	263,800	222,900
26年以上 27年未満	243,000	205,300

に定める。

27年以上 28年未満	222,600	188,200
28年以上 29年未満	202,200	170,900
29年以上 30年未満	181,400	153,300
30年以上 31年未満	159,500	135,300
31年以上 32年未満	137,600	117,000
32年以上 33年未満	115,900	99,100
33年以上 34年未満	84,000	73,100
34年以上 35年未満	54,200	48,800

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―六九（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七―六九（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―六九（総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「扶養手当認定簿」を「扶養親族認定簿」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表イの表知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局の項中

「農林水産政策推進監」を「農林水産政策・輸出促進監」と、「障がい者雇用推進監」を「障がい者雇用推進食の産業政策推進監」と

「技術管理監」を「技術管理監」と、「学校防災推進監」を「学校防災推進監」と、「特別支援学校整備推進監」を「特別支援学校整備推進監」と

「ひとづくり政策総括監」を「ひとづくり政策総括監」と、「3及び4」を「3」と、「副センター長（任用規則医療政策総括監）」を「副センター長（任用規則）」と

別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）と

「副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）市町教育支援・人事監（困難な業務を行うものに限る。）」に改める。

別表ロの表中 「隊長補佐 検視官」を

「副隊長 隊長補佐 センター長補佐 検視官」に、

「次長  
副隊長」<sup>㊦</sup>  
「隊長  
次長」<sup>㊦</sup>  
副隊長（相当困難な業務を行うものに限る。）」  
「隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup> 「隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup>  
センター長補佐（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup>  
「隊長」<sup>㊦</sup> 「隊長（相当困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup> 「副隊長（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup>  
所長」<sup>㊦</sup> 所長」<sup>㊦</sup>  
「副隊長（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup>  
副所長（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup>  
「所長（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup> 「所長（困難な業務を行うものに限る。）」<sup>㊦</sup> 地域活動推進監」<sup>㊦</sup>  
副所長」<sup>㊦</sup> 「副参事」<sup>㊦</sup> 「参事」<sup>㊦</sup> 「参事」<sup>㊦</sup> 医療政策総括監」<sup>㊦</sup>  
副所長」<sup>㊦</sup>  
副 所  
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>